

所 管 事 務 調 査 に つ い て

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

令和7年9月25日

宗像市議会議長 岡本 陽子 様

提出者 宗像市議会議員 上野 崇之
賛成者 宗像市議会議員 木村 武士
賛成者 宗像市議会議員 安部 芳英
賛成者 宗像市議会議員 森田 卓也
賛成者 宗像市議会議員 井浦 潤也
賛成者 宗像市議会議員 神田 亜希子
賛成者 宗像市議会議員 花田 哲司

- 1 調査目的 社会常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため。
- 2 調査者 社会常任委員会委員 7人

3 調査先及び調査事項

調査先	調査事項
愛知県 大府市	犬及び猫との共生について、地域猫活動の取組推進について
愛知県 半田市	ごみ処理施設移転に伴うごみ処理事業について
愛知県 知多市	困難を抱える若者への支援について

- 4 調査期間 令和7年10月21日（火）から
令和7年10月23日（木）まで 3日間
- 5 調査方法 社会常任委員会による出張調査
- 6 予 算 700千円（1人あたり100千円）